

◎開会の宣告

(午前10時02分)

○議長（大塚純一郎君） おはようございます。

定足数に達しましたので、ただ今から令和5年只見町議会4月会議を開会いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎開議の宣告

○議長（大塚純一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（大塚純一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、1番、佐藤孝義君、11番、三瓶良一君の両名を指名いたします。

◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇ ◇◇◇◇◇

◎議員の派遣について

○議長（大塚純一郎君） 続いて、日程第2、発委第5号 議員の派遣についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、齋藤邦夫君。

[3番 齋藤邦夫君 登壇]

○3番（齋藤邦夫君） 発委第5号 議員の派遣について。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第100条第13項及び只見町議会会議規則第127条の規定により提出いたします。

次の別紙をご覧いただきたいと思います。

議員の派遣について。

本議会は、次のとおり議員を派遣するものとする。

1、東日本旅客鉄道株式会社及び福島県に対する御礼並びに要望活動のため。

(1) 目的、J R 只見線を通じた活性化事業促進のため。①只見駅の駅舎改修等について。②観光路線化に向けたダイヤ見直しについて。③サイクルトレイン等特別列車の運行について。

(2) 派遣場所、東日本旅客鉄道株式会社東北本部・福島県庁。(3) 期間、令和5年5月9日・10日の2日間。(4) 派遣議員、只見町議会議員12名。

以上でございますが、若干補足して説明を申し上げます。

この議員派遣についてでありますけれども、只見線開通、10月に決定したわけでございますけれども、その後、議会でも、あるいはまた議会運営委員会におきましても、J Rのほうに、あるいは県のほうに御礼のご挨拶に行っておこななければならないのではないかというような発言が会議の中に出まして、また、近隣町村でもそのような行動をとられたということで、それにつきましては当局のほうの都合あるいはまたJ Rのほうの都合もあるかと思しますので、そういったことについて議長と町当局のほうに一任して日程等を決めていただくというようなことであったわけでございます。ところが、なかなか、先方方のご都合と手前方の町長・議長のほうの都合、なかなか一致しませんで、それが急遽、最近になって決まって、このような議員派遣というような提案になったわけでございます。なお、これはまあ、この日程で派遣されるとした場合の行程につきまして、事務局のほうから説明させますのでお願いをしたいと思います。

資料の配付を許可願いたいと思います。

○議長（大塚純一郎君） それでは、まず資料の配付を許可いたします。

資料の配付をお願いします。

〔資料配付〕

○議長（大塚純一郎君） 議会事務局、説明をお願いします。

○議会事務局書記（五十嵐譲君） それでは先ほどの…

〔議長、(聴き取り不能)と呼ぶ者あり〕

○議長（大塚純一郎君） 三瓶良一君。

○11番（三瓶良一君） いきなりね、この陳情ということ出ましたけれども、この書簡は経済委員会なんです。経済委員会が、まだ1回も開かれてない。そして、どこの面積をどれだけ、町はいただきたいのかと。J Rについて。そして、J Rは機械その他の移設に

については地元負担をお願いしたいというようなお話があったということは町長から先の定例会で伺いましたけれども、委員会に付託された以上、これ、委員会がちゃんときちっと、何を陳情すべきだということをちゃんと審議して、結論を出して、その結論に基づいて当局に陳情すべきじゃありませんか。それをその、これは委員会無視ですよ。委員会軽視というか無視してる。それでは細かい、その審議はできないと。審議まったくわかんない、大雑把な空気つかむような、霞つかむような話で、陳情は私はできないんじゃないかな。これはあの、議会の順序ですよ。これ議員必携になんて書いてあると思います。委員会の専権事項なんですよ。これは。委員会が審査して、全然審査しないうちに、何が何だかわかんないうちに、議長、これ、陳情に、御礼と陳情に行くなんていうことは、これは具体化されないでは何の意味もないと。そして、委員会無視だと。こういうことでは順序が逆さまなんですよ。だから、委員会先やってもらって、委員会で結論が出たら、それに基づいて本会議開いてもらうと。だから、この本会議は取り消してもらいたいと思う。

○議長（大塚純一郎君） それでは議長からお話をさせていただきます。

今回、御礼かたがた要望活動ということで、公の陳情ではありません。そういう中で今発言のございました三瓶委員も含めて、10月1日開通以降、12月会議におきましても、3月会議におきましても、他町村も御礼かたがた行っているの、なんとか、我々当町も御礼と要望活動に行くべきではないかという声が大半だったと思います。そういう中で町長と協議しまして、まあなんとか、その東北支店の旧支社長ですか、東北本部長のほうに御礼かたがた要望活動に行きたいということで日程調整をさせていただいておりました。先ほど議運の委員長の話もありますとおり、なかなか先方の事情、それから町長の日程、議会の日程等々がなかなか合いませんので、なんとかとれたのが5月9日でありました。それこそ今、三瓶議員おっしゃるとおりでございますが、順序が逆だ、ちゃんと手続きを経て、担当委員会それから議運のほうでも調整をしていただいて、全協でも全員の認識の下、そして議会で議決をしたうえで議員派遣という形が、それが正規だというふうには心得ておりますが、なにぶんにも日程が決まったのがつい最近でございます、これになんとか合わせていかないと、またこの後、本部長に対して挨拶がいつになるかわからないと。議員のほうからも散々指摘されておりますが、只見町はいつ行くんだというような中で、なんとかこの日程をとっていただいた次第であります。今言われたように、その手続き等々で順序が逆な部分は、なんとか皆様のご理解とご協力を得て、そのうえでなんとか今回の議会の派遣、御礼かたがた要望活

動というような形にしたいと思っております。なんとかご理解を願いたいと思います。

三瓶良一君。

- 11番（三瓶良一君） あんた、議長、あなた、ちょうどいい（聴き取り不能）言ったの。
なんでそういう（聴き取り不能）ようなことおっしゃるのかな。

〔発言する者あり〕

- 議長（大塚純一郎君） 7番、酒井右一君。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○11番（三瓶良一君） 私、手挙げて質問しているんですよ。

○7番（酒井右一君） マイクなしで発言 聴き取り不能

○11番（三瓶良一君） 後から質問しますから。じゃあ。

- 7番（酒井右一君） 議長おっしゃったように、順序が逆だということは重々承知しておるということでしたし、そして、今回あの、18日付の文書で開会通知がきて、通例ですと、先例集では、議案等については3日を置いて配付すると。これ議案等ですから、町長が出そうと、議会が出そうと、議場で審議するものが議案であります。今回、議案書がなかったのですから、私見落としたのかと思って、探しましたがやっぱり今日になって配付しました。それで、要望書たって、これ、誰が、どのような協議をして要望書作ったのがわかりませんし、ここはあの、本会議どおりのルールを適用して、一人3回という質問ではなかなか収拾がつかないと思います。現に今、2回目の質問ですし、一旦休議をされて、皆さんで筒がなくというか、忌憚のないお話をされたほうが良いのではないのでしょうか。そうでないとなかなか、順序が逆だと言いましても、これ一つ問題もありますし、大きな問題は、やはり、議会というのは集合体ですから、いきなりこれ、1・2・3という要求書を出してみられても、これ以外に要求をされる方だってあるかと思しますので、議会としての要望書のある程度とりまとめて、執行機関は執行機関、議会は議会として携えていくのが良いと思います。しかしながら、議会の本分を忘れたような形での、言い過ぎかもしれませんが、ちょっと問題があるんじゃないかと思しますので、一旦休議をしてその辺の調整をされたらいかがでしょうかというのが発言に対する優先動議であります。

- 議長（大塚純一郎君） ただ今、動議がございましたが、これに賛成の方。

〔賛成者多数〕

- 議長（大塚純一郎君） それでは、賛成者多数でありますので、この動議は成立いたしましたし

た。

それでは、暫時、休議いたします。

休憩 午前10時17分

再開 午後4時52分

○議長（大塚純一郎君） それでは、会議を再開いたします。

先ほど、議会運営委員会委員長よりの説明は終わりました。

ここで、時間が今、5時になろうとしておりますので、暫時、休議をしたいと思います。

今、再開の準備をしておりますが、事務方が間に合いませんので、ここで暫時、休議をさせていただきます。

時間延長で休議させていただきます。

開会予定は、今、準備でき次第、これから会の進め方で議会運営委員会を開いて、そこで承認を得たうえで本会議を再開したいと思います。

暫時、休議いたします。

休憩 午後4時53分

再開 午後5時43分

○議長（大塚純一郎君） それでは、皆さんお揃いですので会議を再開いたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

それではこれで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決いたします。

発委第5号 議員の派遣については、議案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎日程の追加

○議長（大塚純一郎君） ここでお諮りをいたします。

中野大徳議員より、発議第2号 JR只見線を通じた活性化事業促進のための要望書(案)が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として審議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。追加議案及び資料を配付させます。

〔追加議案及び資料配付〕

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎JR只見線を通じた活性化事業促進のための要望書(案)

○議長（大塚純一郎君） 追加日程第1、発議第2号 JR只見線を通じた活性化事業促進のための要望書(案)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

5番、中野大徳君。

〔5番 中野大徳君 登壇〕

○5番（中野大徳君） 発議第2号。

只見町議会議長、大塚純一郎様。提出者、中野大徳。賛成者、記載のとおりであります。

J R只見線を通じた活性化事業促進のための要望書（案）。

上記の議案を別紙のとおり、只見町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。
内容を読み上げます。

J R只見線を通じた活性化事業促進のための要望書（案）。

当町の振興につきましては、日頃より特段のご高配を承り厚く御礼申し上げます。

さて、J R東日本旅客鉄道株式会社をはじめ、全国の多くの皆様の熱意とご協力により、昨年10月1日に多くの困難を乗り越え、J R只見線は約11年ぶりに全線運転再開を果たしました。

開通後は国内外をはじめ、非常に多くのお客様にJ R只見線をご利用いただいております、只見町といたしましても町外から多くの方々をお招きすべく、駅前の施設整備や利用者へのおもてなしの充実に努めているところであります。

つきましては、当町では具体的な取り組みを含め、J R只見線の利用促進に努めてまいりますので、次の事項につきまして強く要望いたします。

1、ホームと駅舎間の改善を図るための只見駅の駅舎改修、駅の設備維持は町の重要な要素であることから柔軟な対応とすること。

2、観光路線化に向けた昼間の時間帯のダイヤの見直しと生活路線としてのダイヤ維持を図ること。

3、J R只見線をより多くの皆様にご利用いただくために、新たにサイクルトレイン等、特別列車の運行充実を図ること。

以上でございます。

○議長（大塚純一郎君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

それではここで採決をいたします。

発議第2号 JR只見線を通じた活性化事業促進のための要望書（案）は、原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶものあり〕

○議長（大塚純一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎休会中における所管事務等の調査の申出

○議長（大塚純一郎君） 次に、皆様のお手元に各常任委員会及び議会運営委員会の委員長から所管事務等の調査につき、会議規則第73条の規定によりお手元に配付いたしました通知書のとおり休会中における所管事務等の調査の申出があります。

町当局におかれましては、調査にあたりまして準備等をよろしくお願いをいたします。

また、各委員会では調査等をよろしくお願いをいたします。

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◇◇◇◇◇

◎散会の宣告

○議長（大塚純一郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労様でした。

（午後5時50分）